

# ●がん予防（奈良県たばこ対策推進委員会）

	<p><b>■最終目標</b> がん予防に関する正しい知識にもとづいたがん予防に取り組み、がんの罹患が減少している。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標</th><th colspan="2">評価指標</th><th rowspan="2">現状値 (基準値)</th><th rowspan="2">目標</th></tr> <tr> <th>指標</th><th>出典</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がん罹患率減少</td><td>がん罹患率</td><td>がん登録</td><td>全部位 367.3 (H25)</td><td>減少 (12年後評価)</td></tr> <tr> <td>がんに関する正しい知識を持っている</td><td>過去1年間にがん検診を受診した人の割合</td><td>国民生活基礎調査</td><td>がん種別に算出 (H28)</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table>	目標	評価指標		現状値 (基準値)	目標	指標	出典	がん罹患率減少	がん罹患率	がん登録	全部位 367.3 (H25)	減少 (12年後評価)	がんに関する正しい知識を持っている	過去1年間にがん検診を受診した人の割合	国民生活基礎調査	がん種別に算出 (H28)	50%
目標	評価指標		現状値 (基準値)	目標														
	指標	出典																
がん罹患率減少	がん罹患率	がん登録	全部位 367.3 (H25)	減少 (12年後評価)														
がんに関する正しい知識を持っている	過去1年間にがん検診を受診した人の割合	国民生活基礎調査	がん種別に算出 (H28)	50%														
めざす姿	<p><b>■中間目標</b> 県民にがんのリスクを情報提供し、がんの有効な予防法について実践できる支援体制及び環境整備ができている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標</th><th colspan="2">評価指標</th><th rowspan="2">現状値 (基準値)</th><th rowspan="2">目標</th></tr> <tr> <th>指標</th><th>出典</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁煙希望者が禁煙できている</td><td>成人の喫煙率</td><td>なら健康長寿基礎調査</td><td>12.2% (H28)</td><td>9.9%</td></tr> <tr> <td>県民が望まない受動喫煙にあわない</td><td>受動喫煙にあう人の割合</td><td>なら健康長寿基礎調査</td><td>行政 12.8% 医療機関 7.9% 職場 40.1% 家庭 14.0% 飲食店 49.4% (H28)</td><td>0% 0% 12.4% 2.6% 14.8%</td></tr> </tbody> </table>	目標	評価指標		現状値 (基準値)	目標	指標	出典	禁煙希望者が禁煙できている	成人の喫煙率	なら健康長寿基礎調査	12.2% (H28)	9.9%	県民が望まない受動喫煙にあわない	受動喫煙にあう人の割合	なら健康長寿基礎調査	行政 12.8% 医療機関 7.9% 職場 40.1% 家庭 14.0% 飲食店 49.4% (H28)	0% 0% 12.4% 2.6% 14.8%
目標	評価指標		現状値 (基準値)	目標														
	指標	出典																
禁煙希望者が禁煙できている	成人の喫煙率	なら健康長寿基礎調査	12.2% (H28)	9.9%														
県民が望まない受動喫煙にあわない	受動喫煙にあう人の割合	なら健康長寿基礎調査	行政 12.8% 医療機関 7.9% 職場 40.1% 家庭 14.0% 飲食店 49.4% (H28)	0% 0% 12.4% 2.6% 14.8%														
個別施策	・たばこ対策の充実																	
平成30年度 計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>禁煙支援体制整備事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>禁煙支援ツールの提供（随時）</li> <li>専門職対象研修会（1回／年：平成31年1月17日開催予定）</li> <li>禁煙支援協力薬局の登録・普及（平成30年8月現在：83か所）</li> </ol> </li> <li>たばこ対策市町村定着促進事業             <p>保健所は、世界禁煙デーの機会や市町村の既存事業を通じて、たばこ対策事業が市町村の定着事業となるよう、市町村の現状を分析・評価し、禁煙支援の充実に向けた市町村支援を強化する。</p> </li> <li>未成年者喫煙防止対策事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>未成年者禁煙支援相談窓口の設置</li> <li>学校での喫煙防止対策研修会                     <p>教育委員会等と連携し、学校生徒、職員を対象に喫煙防止の啓発を図るとともに、「がん」についての知識を普及する。</p> </li> </ol> </li> <li>受動喫煙防止対策普及啓発事業             <p>健康増進法の一部改正（受動喫煙防止対策）について、県民や施設管理者等に対し、法律の周知・啓発を徹底する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>受動喫煙防止対策実施方針の策定</li> <li>普及啓発                     <p>受動喫煙防止に関するリーフレットの印刷、配布。団体関係者、事業所等への説明会の実施等</p> </li> </ol> </li> </ol>																	
開催日	第1回：平成30年11月頃 第2回：平成31年3月頃																	

# 平成30年度 たばこ対策事業の計画案について

## 奈良県たばこ対策推進委員会

### 1) 奈良県たばこ対策推進委員会の開催(2回/年)

たばこ対策のあり方を総合的に検討し、推進していくための委員会の開催

## 禁煙支援体制整備事業

### 1) 禁煙支援ツールの提供

- ①禁煙支援リーフレットをさらに多くの機関、事業所(職域)にも設置し、県内の喫煙者に広く、禁煙に関する情報提供を行う。
- ②奈良県インターネット禁煙マラソン(一般コース・マタニティコース)の提供
- ③ホームページ等を活用した禁煙支援医療機関や禁煙支援協力薬局の情報提供

### 2) 専門職対象研修会(1回/年)

市町村保健師をはじめ、薬局薬剤師等の専門職を対象に、禁煙相談のスキルアップを目的とした実践的な研修会を開催する。〈平成31年1月17日(木) 薬業会館で開催予定〉

### 3) 禁煙支援協力薬局の設置・普及

より生活に身近な薬局で禁煙相談ができる体制を整備する。そのため、県内薬局に従事する薬剤師が研修を受講した場合、在籍する薬局を禁煙支援協力薬局として登録し、県ホームページ等で公表する。禁煙支援協力薬局に対し、登録証と登録ステッカーを交付する。

## たばこ対策市町村定着支援事業

### 1) 市町村へのたばこ対策支援

保健所は、世界禁煙デー(5/31)の機会や市町村の既存事業を通じて、たばこ対策事業が市町村の定着事業となるよう効果的な方法を提案する等、市町村がたばこ対策の充実に取り組み、継続的に事業展開できるよう支援する。

市町村は、住民の禁煙支援の充実に取り組むこと、またCOPDハイリスク者に対し、禁煙支援を実施するとともに、地域の医療機関や専門医につなげる仕組みづくりを検討する。

①市町村たばこ対策分析評価…保健所は、管内市町村の喫煙率等の指標や健康増進計画における行動計画等、取組の現状を分析・評価し、たばこ対策の充実に取り組めるよう支援する。分析・評価結果は、保健所で実施する健康づくり推進会議等で報告し、管内市町村と共有する。

新

②女性のための禁煙スタートアップ講習会…3保健所(市町村支援)各1回

新

③禁煙、受動喫煙防止の普及啓発(世界禁煙デー)…3保健所(市町村支援)各1回

④COPD予防の普及啓発…市町村へのスパイロシットの貸出事業  
地域の医療機関との連絡会(3保健所、各2回)

⑤市町村庁舎・議会棟等の禁煙化状況調査…39市町村対象に調査、結果の公表(1回/年)

# 平成30年度 たばこ対策事業の計画案について

## 未成年者喫煙防止対策事業

### 1) 未成年者禁煙支援相談窓口

平成25年度に学校からの児童・生徒の禁煙に関する相談を受ける窓口を県内の各保健所に設置。学校から相談を受けた保健所は医療機関と連携のもと喫煙している児童・生徒の禁煙支援および学校における禁煙支援体制の構築に向けた支援を実施。

### 2) 学校での喫煙防止対策研修会

教育委員会と連携し、学校(小・中・高)の生徒、職員(養護教諭、保健の教諭、生徒指導担当者等)を対象に喫煙防止の啓発を図るとともに、関わりの深い「がん」についての知識を普及し、相談技術の提供、取組事例や好事例の紹介、未成年者禁煙支援相談窓口のPR等を内容とした研修会、講演会を実施する。

＜内容＞教職員向け(学校保健担当者等)研修会 2地域

学校派遣(小学校2校、中学校2校、高等学校2校)

## 新 受動喫煙防止対策推進事業

受動喫煙防止対策の強化を目的に健康増進法が一部改正される見込みであることから、県民や施設管理者等に対し、法律の周知・啓発を徹底する。(都道府県責務)

### 1) 受動喫煙防止対策実施方針の策定

- ・府内調整会議(3回/年)  
事業所を管轄する府内関係課との情報共有、役割の整理を行う。

### 2) 普及啓発

- ①受動喫煙防止に関するリーフレットの印刷
- ②医療機関、薬局等へリーフレットの配布
- ③団体関係者への説明会の開催(各HC隨時)
- ④事業所への個別相談支援(5事業所)  
事業所に応じた受動喫煙防止対策、禁煙支援等について、個別に相談、情報発信を実施。
- ⑤情報発信  
受動喫煙防止対策に関する情報を県ホームページ、各市町村広報等へ掲載依頼。

### 【参考】国補助金の実施要綱(案)

#### 新)受動喫煙防止対策促進事業

##### 事業内容(必須事業)

- ①施設管理者などに対し、受動喫煙防止対策に関する講習会・説明会等の実施
- ②国民や施設管理者などに対し、受動喫煙による健康影響等についてポスター・パンフレット資材を作成・配布による普及啓発の実施

## 改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るために、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

## 【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

## 【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

## 【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

## 改正の概要

## 1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

## 2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

## 【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
		当分の間の措置	
		別に法律で定める日までの間の措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 ( <small>※地内禁煙(※1)</small> )		
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道  飲食店	原則屋内禁煙 ( <small>喫煙専用室(喫煙のみ) 内 でのみ喫煙可</small> )	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 ( <small>喫煙室(飲食等も可) 内 での喫煙可</small> )	既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100m <sup>2</sup> 以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙ができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙ができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることができないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

## 3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているときは、勧告、命令等を行うことができる。

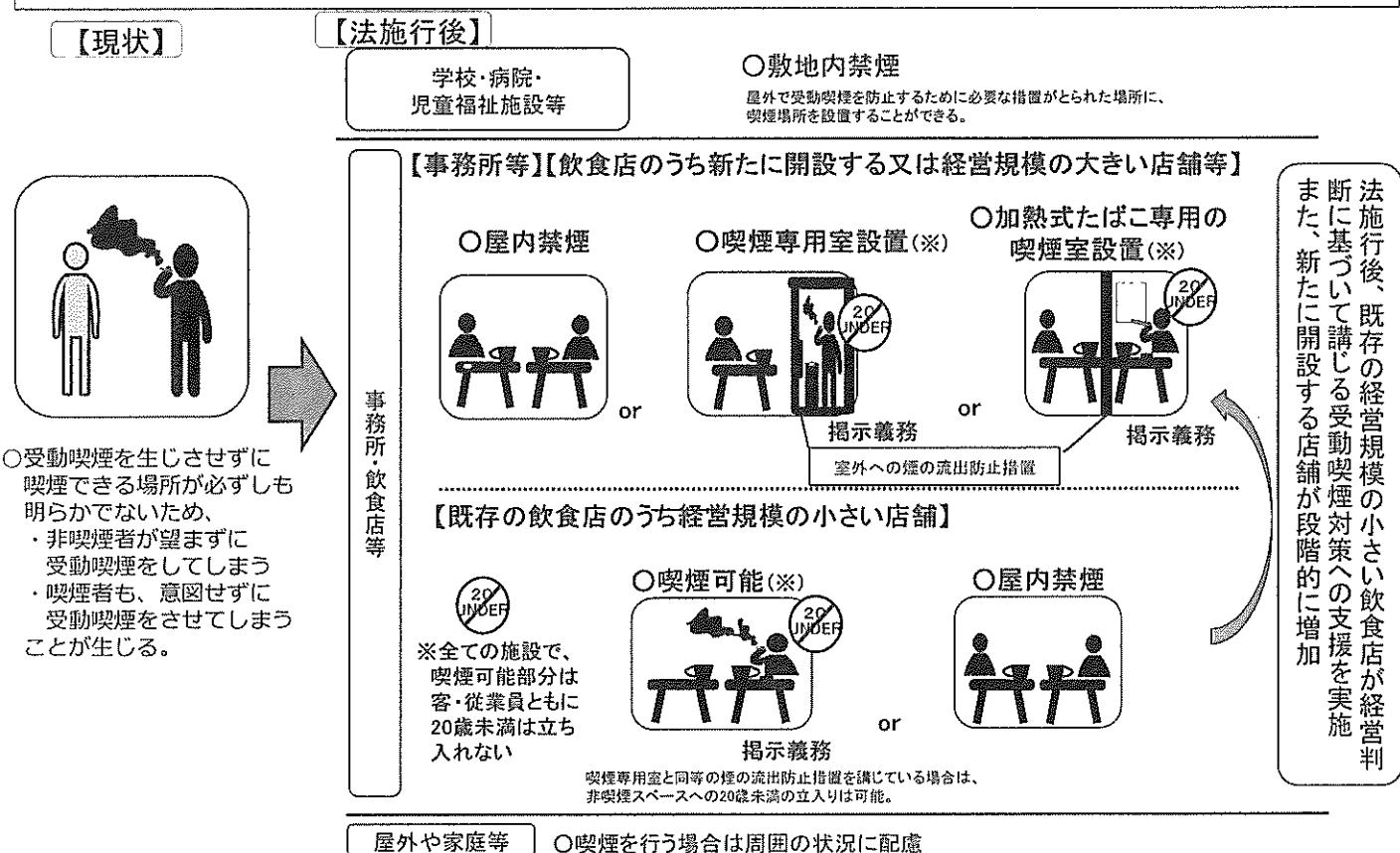
## 4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2. A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。



## 国及び地方公共団体の責務について

### 1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

#### ①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

#### ②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

#### ③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

### 2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るために、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

#### (考えられる協力の例)

##### ○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

##### ○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

### 3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

#### ○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

# 既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

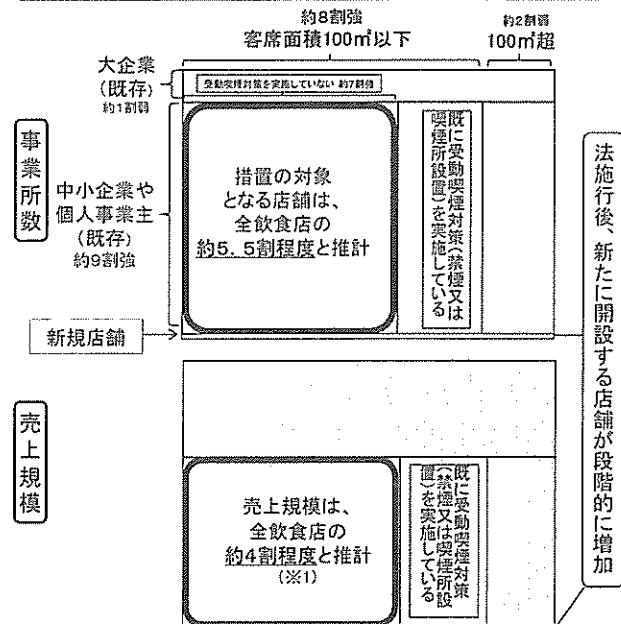
## <考え方>

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。  
※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
- その際、特例の対象か否かが変動するよう配慮することが必要であることから、「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する。
- 資本金については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「資本金5,000万円以下」を要件とする。**  
※ただし、一大規模会社が発行済株式の総数の一以上を有する会社である場合などを除く。
- また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「客席面積100m以下」を要件とする。
- また、「既存の飲食店」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する。

## <範囲>

- 既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100m以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、最大で飲食店全体の約5.5割程度と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

経過措置の対象となりうる飲食店（※3）の割合（推計）

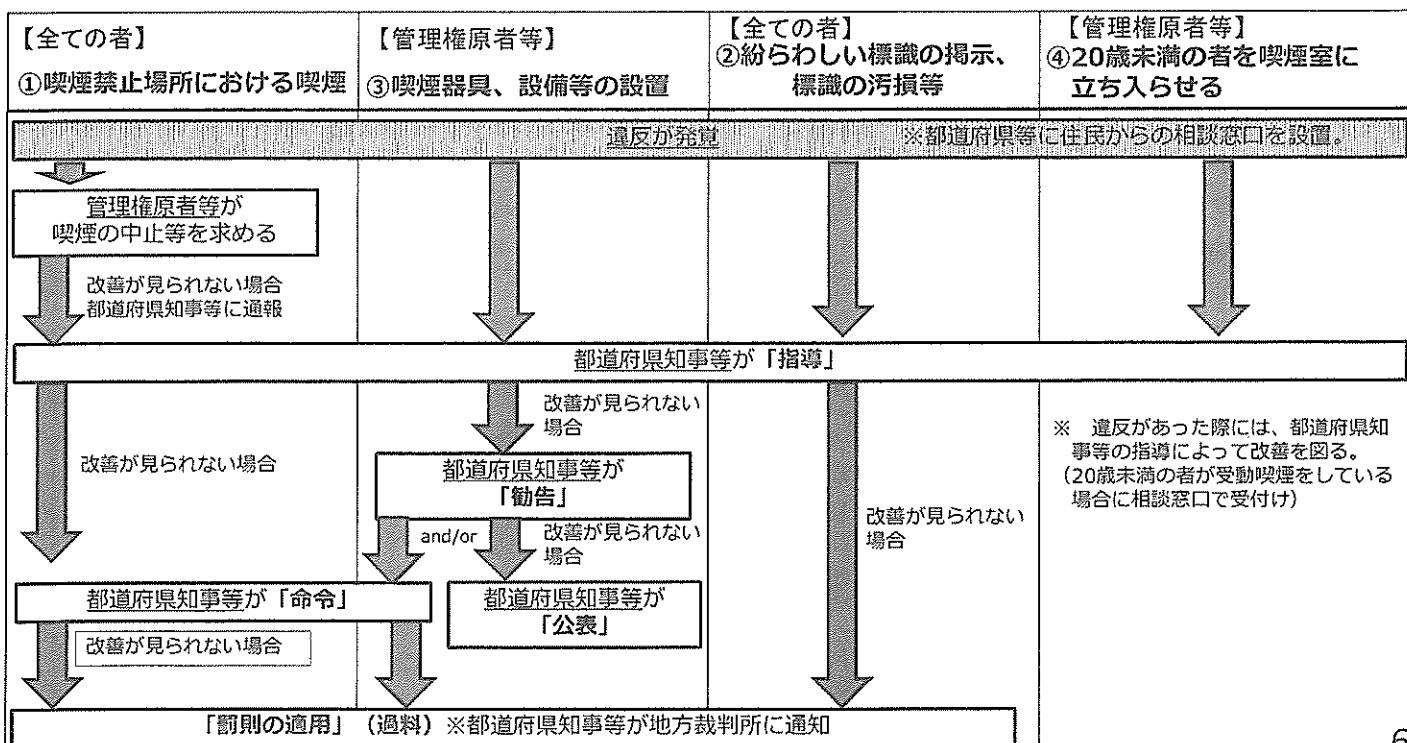


※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書（東京都）、平成27年度健康資源・環境整備状況調査（愛媛県）、平成26年度受動喫煙防止対策実態調査（山形県）等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生問査営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。  
※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。  
※3) 経済センサス基礎調査における飲食店（食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等）

# 改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
  - 【全ての者】** ①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
  - 【施設等の管理権原者等】** ③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
  - ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。

## <義務違反時の対応>



- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

## 1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

## 2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

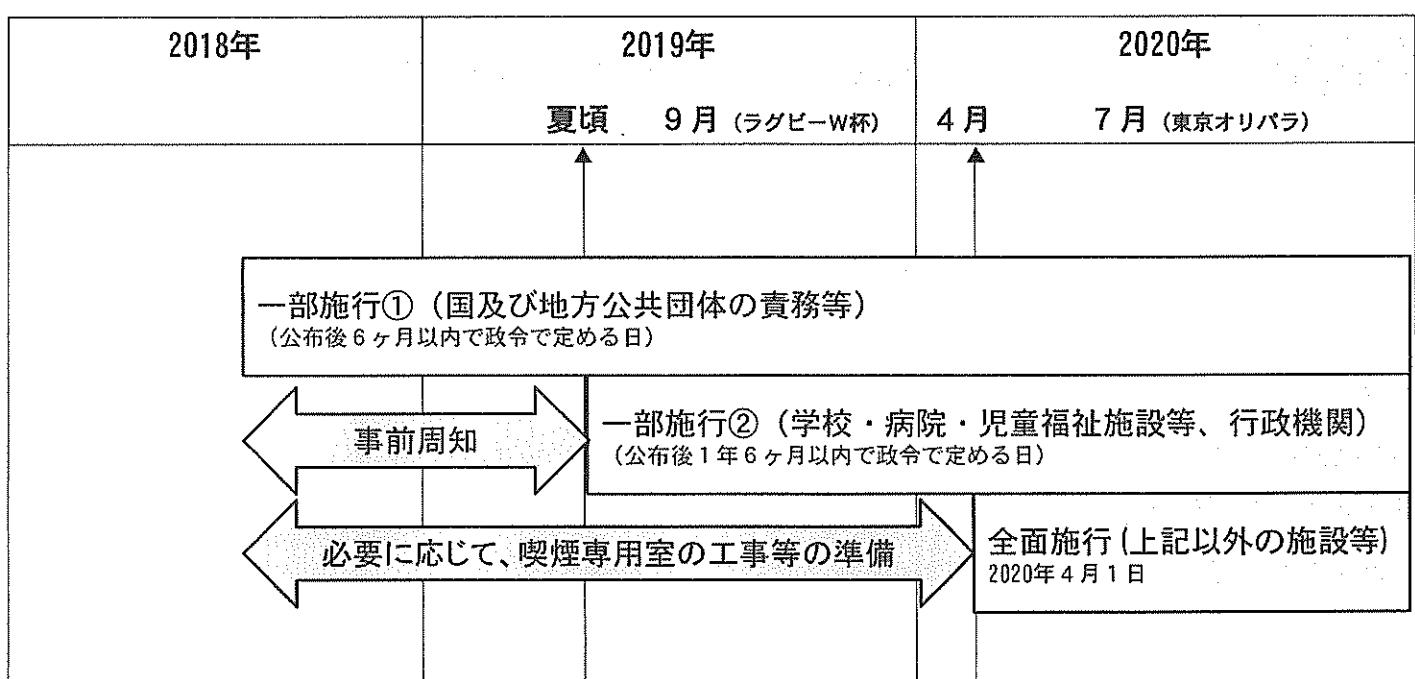
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

### （参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

## 施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。